

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）の一部を改正する法律案の概要（日切れ法案）

公害財特法については、平成22年度末で失効するが、地方公共団体の延長要望が強いこと等から、法律の適用期限を10年間延長する等の改正を行う。

1. 公害財特法の概要

環境基本法に基づき環境大臣が同意した「公害防止計画」（全国30地域・24都府県において策定）に定められた公害防止対策事業に対し、財政上の特別措置を講ずるもの。

○対象事業

- ・ 下水道の設置
- ・ 廃棄物処理施設の設置（平成18年度以降、新規事業は対象外）
- ・ 河川・港湾等のしゅんせつ等
- ・ 農用地改良 等

○財政上の特別措置

- ・ 国庫補助率の嵩上げ
- ・ 起債の特例
- ・ 地方交付税措置（公害防止対策事業債の元利償還金の50%が対象）

○延長経緯

- ・ 制 定 昭和46年5月施行（以後、3回延長）
- ・ 現行法 平成13年3月施行（適用期限：平成23年3月末）

2. 改正の内容

○公害財特法の期限は平成23年3月31日とされているが、財政特例の前提となる公害防止計画が存続すること、今後の事業見込みが相当程度あり、地方公共団体や関係各省庁からの延長要望が強いことから、同法の適用期限を10年延長する。

○廃棄物処理施設、緩衝緑地の設置事業等については、公害防止計画上の課題との関連性が希薄であること等から、本法律の適用対象から除く。

3. 施行期日

平成23年4月1日

（法の適用期限の延長に係る改正規定は、公布の日から施行）